

頁	現計画	修正案
222	第2節 生活の安定確保計画 第1～第4 [略] 第5 り災者の恒久的生活の確保 【都市計画課、政策企画課、税務課、長寿福祉課】 [略] 1 [略] 2 被災者生活再建支援制度の活用 (1) [略] (2) 町は、申請受付の窓口となり、支給に関する事務については県を通じて被災者生活再建支援法人に指定された<u>(公財)都道府県会館</u>に委託し実施する。 (3) [略] (4) 対象となる自然災害は、暴風、大雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害 ③ 100以上の世帯の住宅が全壊した県における自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口100,000人未満に限る）における自然災害 ⑤ ①～③の区域に隣接し、<u>5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した</u>市町村（人口100,000人未満に限る）における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に<u>おける</u>市町村（人口100,000人未満のものに限る。）<u>の区域であって、5（人口50,000未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</u>	第2節 生活の安定確保計画 第1～第4 [略] 第5 り災者の恒久的生活の確保 【都市計画課、政策企画課、税務課、長寿福祉課】 [略] 1 [略] 2 被災者生活再建支援制度の活用 (1) [略] (2) 町は、申請受付の窓口となり、支給に関する事務については県を通じて被災者生活再建支援法人に指定された<u>公益財団法人都道府県センター</u>に委託し実施する。 (3) [略] (4) 対象となる自然災害は、暴風、大雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、<u>支援法の対象となる自然</u>災害の程度は次のとおりである。 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号<u>のいずれかに</u>該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10以上の世帯の住宅が全壊<u>する被害が発生</u>した市町村における自然災害 ③ 100以上の世帯の住宅が全壊<u>する被害が発生</u>した県における自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県<u>区域内</u>で5世帯以上の住宅が全壊<u>する被害が発生</u>した市町村（人口100,000人未満に限る）における自然災害 ⑤ <u>5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する</u>市町村（人口100,000人未満に限る）における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、<u>5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口100,000人未満のものに限る。）又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口50,000人未満に限る）</u>
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正（被災者生活再建支援法の一部改正に伴う修正）	

頁	現計画	修正案																																																														
225	(5) 支援金の支給対象は、支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯である。 ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、<u>その住宅をやむを得ず解体した世帯</u> ③ 災害による危険な状態が継続し、<u>住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯</u> ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） (6) 支給額は、<u>以下の2つの支援金の合計額となる。</u> <u>なお、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。</u> ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><th>住宅の被害程度</th><th>全 壊</th><th>解 体</th><th>長期避難</th><th>大規模半壊</th></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給される支援金（加算支援金） <table><tr><th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補 修</th><th>賃借（公営住宅以外）</th></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円	住宅の被害程度	全 壊	解 体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補 修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	(5) 支援金の支給対象は、支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯である。 ① <u>居住する</u>住宅が全壊した世帯 ② <u>居住する</u>住宅が半壊し、又は<u>その居住する</u>住宅の敷地に被害が生じ、<u>その住宅をやむを得ない事由により、解体し、または解体されるに至った世帯（解体世帯）</u> ③ 災害による危険な状態が継続<u>すること</u>その他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯） ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ<u>当該住宅に</u>居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ <u>②から④までの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）</u> (6) 支援金の支給額は、次のとおりである。 <u>《複数世帯の場合》（単位：万円）</u> <table><tr><th>区分</th><th>住宅の再建方法</th><th>基礎支援金</th><th>加算支援金</th><th>合計</th></tr><tr><td rowspan="3">全 壊世帯</td><td>建設・購入</td><td>100</td><td>200</td><td>300</td></tr><tr><td>補修</td><td>100</td><td>100</td><td>200</td></tr><tr><td>賃借</td><td>100</td><td>50</td><td>150</td></tr><tr><td rowspan="3">大 規 模 半 壊 世帯</td><td>建設・購入</td><td>50</td><td>200</td><td>250</td></tr><tr><td>補修</td><td>50</td><td>100</td><td>150</td></tr><tr><td>賃借</td><td>50</td><td>50</td><td>100</td></tr><tr><td rowspan="3">中 規 模 半 壊 世帯</td><td>建設・購入</td><td>—</td><td>100</td><td>100</td></tr><tr><td>補修</td><td>—</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>賃借</td><td>—</td><td>25</td><td>25</td></tr></table>	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全 壊世帯	建設・購入	100	200	300	補修	100	100	200	賃借	100	50	150	大 規 模 半 壊 世帯	建設・購入	50	200	250	補修	50	100	150	賃借	50	50	100	中 規 模 半 壊 世帯	建設・購入	—	100	100	補修	—	50	50	賃借	—	25	25
住宅の被害程度	全 壊	解 体	長期避難	大規模半壊																																																												
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																																												
住宅の再建方法	建設・購入	補 修	賃借（公営住宅以外）																																																													
支給額	200万円	100万円	50万円																																																													
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																																												
全 壊世帯	建設・購入	100	200	300																																																												
	補修	100	100	200																																																												
	賃借	100	50	150																																																												
大 規 模 半 壊 世帯	建設・購入	50	200	250																																																												
	補修	50	100	150																																																												
	賃借	50	50	100																																																												
中 規 模 半 壊 世帯	建設・購入	—	100	100																																																												
	補修	—	50	50																																																												
	賃借	—	25	25																																																												
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正（被災者生活再建支援法の一部改正に伴う修正）																																																															

頁	現計画	修正案																																												
225		《単数世帯の場合》（単位：万円） <table><tr><th>区分</th><th>住宅の再 建方法</th><th>基礎支 援金</th><th>加算支 援金</th><th>合計</th></tr><tr><td rowspan="3">全 壊 世 帯 等</td><td>建設・購 入</td><td>75</td><td>150</td><td>225</td></tr><tr><td>補修</td><td>75</td><td>75</td><td>150</td></tr><tr><td>賃借</td><td>75</td><td>37.5</td><td>112. 5</td></tr><tr><td rowspan="3">大 規 模 半 壊 世 帯</td><td>建設・購 入</td><td>37.5</td><td>150</td><td>187. 5</td></tr><tr><td>補修</td><td>37.5</td><td>75</td><td>112. 5</td></tr><tr><td>賃借</td><td>37.5</td><td>37.5</td><td>75</td></tr><tr><td rowspan="3">中 規 模 半 壊 世 帯</td><td>建設・購 入</td><td>二</td><td>75</td><td>75</td></tr><tr><td>補修</td><td>二</td><td>37.5</td><td>37.5</td></tr><tr><td>賃借</td><td>二</td><td>18.75</td><td>18.7 5</td></tr></table>	区分	住宅の再 建方法	基礎支 援金	加算支 援金	合計	全 壊 世 帯 等	建設・購 入	75	150	225	補修	75	75	150	賃借	75	37.5	112. 5	大 規 模 半 壊 世 帯	建設・購 入	37.5	150	187. 5	補修	37.5	75	112. 5	賃借	37.5	37.5	75	中 規 模 半 壊 世 帯	建設・購 入	二	75	75	補修	二	37.5	37.5	賃借	二	18.75	18.7 5
区分	住宅の再 建方法	基礎支 援金	加算支 援金	合計																																										
全 壊 世 帯 等	建設・購 入	75	150	225																																										
	補修	75	75	150																																										
	賃借	75	37.5	112. 5																																										
大 規 模 半 壊 世 帯	建設・購 入	37.5	150	187. 5																																										
	補修	37.5	75	112. 5																																										
	賃借	37.5	37.5	75																																										
中 規 模 半 壊 世 帯	建設・購 入	二	75	75																																										
	補修	二	37.5	37.5																																										
	賃借	二	18.75	18.7 5																																										
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正（被災者生活再建支援法の一部改正に伴う修正）																																													